

総量規制基準 【改定案】

1 総量規制基準値の算出方法

指定地域内事業場の総量規制基準値は、次の算式により定められます。

$$\text{COD} \quad L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素} \quad L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん} \quad L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

L：総量規制基準値 (kg/日)

C：業種等の区分ごとに知事が定める値 (濃度：mg/L)

Q：特定排出水量 (m³/日)

表1の時期区分の特定排水 (排水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。)の水量

表1 Q (特定排水の量)の時期区分

時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55. 6. 30以前の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
S55. 7. 1～H3. 6. 30に増加した水量	Q _{ci}		
H3. 7. 1～H14. 9. 30に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
H14. 10. 1以後に増加した水量			

2 総量規制基準の改定

「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲 (平成18年10月13日平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正、平成28年一部改正、令和3年一部改正)」、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲 (平成18年10月13日平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)」及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲 (平成18年10月13日平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正、平成28年一部改正)」(以下、環境省新告示という。)に示される下限から上限の範囲内において、以下の(1)及び(2)により、総量規制基準に係るC値を改定し、別表1から別表3のとおりとします。

(1) 近年の伊勢湾の状況と国の「在り方答申」に基づき総量規制基準を改定
令和3年3月に中央環境審議会から答申のあった「第9次水質総量削減の在り方」では、近年の水環境の改善状況と生物生産性の低下等を考慮し、伊勢湾においては、陸域負荷削減の更なる強化は必要最低限に止め、窒素及びりん的环境基準の達成状況を維持しながら、生物生産においても望ましい水質を目指しつつ、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図る必要があるとされました。

環境省新告示においても総量規制基準に係る C 値の改定がほとんど、行われなかったことから、更なる規制強化となる負荷削減を行わないこととします。

(2) 下水処理場の栄養塩類管理運転の試行を考慮し総量規制基準を改定

近年の伊勢湾における栄養塩類の減少に対して、下水処理場の栄養塩類管理運転により海域へ窒素及びりんが柔軟に供給できるよう、下水道業の基準値については国が定めた範囲の上限となるよう見直します。

3 基準適用予定日

新增設の特定排水（適用日以後に増加する特定排水の量）及び既設の特定排水（適用日時点の特定排水の量）については、令和4年11月から適用される予定です。